

各 地 方 機 関 の 長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
 庁内各局部課長
 各附属機関の長

原議保存期間	20年（令和29年3月31日まで）
有効期間	一種

警察庁丙交企発第31号、丙交指発第8号
 丙規発第16号、丙運発第9号
令 和 8 年 7 月 1 日
警 察 庁 交 通 局 長

 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和8年法律第52号）が、本日公布され、本年7月21日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加並びに酒酔い運転を行つた者等に対する罰則の対象となる行為の明確化に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

(凡例)

- 「改正法」 : 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和8年法律第52号）
- 「自動車運転死傷処罰法」 : 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）
- 「法」 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1 趣旨

自動車運転死傷処罰法においては、重大な死傷事犯となる危険性及び悪質性が典型的に極めて高い運転行為を行い、その結果人を死傷させた者を、危険運転致死傷罪として傷害罪や傷害致死罪に準じた重い法定刑により処罰することとしている。

しかし、近時、危険運転致死傷罪について、危険かつ悪質な自動車運転による死傷事犯に適切に対処することができていないのではないかとの観点から、様々な指摘がなされていた。

そこで、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加を行うとともに、酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化を行うこととした。

第2 内容

1 自動車運転死傷処罰法の一部改正

(1) いわゆる飲酒類型に係る要件の明確化

危険運転致死傷罪の対象行為のうち、アルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」との要件について、「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と明確化された（改正法による改正後の自動車運転死傷処罰法第2条第1号）。

(2) 高速度運転の対処困難性を捉える類型の追加

最高速度の区分に応じ当該最高速度を50キロメートル毎時又は60キロメートル毎時超える速度以上の高速度で自動車を運転する行為や、当該高速度に準ずる速度であって道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度で自動車を運転する行為が危険運転致死傷罪の対象行為として追加された（改正法による改正後の自動車運転死傷処罰法第2条第4号）。

(3) 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせる走行を直接捉える類型の追加

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為が危険運転致死傷罪の対象行為として追加された（改正法による改正後の自動車運転死傷処罰法第2条第6号）。

2 法の一部改正

酒酔い運転の罪の「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」との要件について、「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と明確化した（法第117条の2関係）。

3 経過措置

- (1) 改正法の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとした（改正法附則第2項）。
- (2) 改正法施行前にした行為を理由とする法第84条第1項に規定する免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は同項に規定する自動車等の運転の禁止については、なお従前の例によることとした（改正法附則第3項）。

第3 留意事項

1 改正法の趣旨及び内容の広報啓発の推進

飲酒量と身体アルコール濃度との関係を含め、改正法の趣旨及び内容について、各種交通安全教育や免許証等の更新時における講習等の機会による周知のみならず、交通安全関係団体、酒類製造・販売業、酒類提供飲食業、自動車販売業等の関係機関・団体等と連携した広報啓発に努めること。

2 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び厳正な交通指導取締り

改正法の趣旨及び内容を踏まえ、危険かつ悪質な運転行為に対する適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び飲酒運転に対する厳正な交通指導取締りを徹底すること。

3 迅速かつ確実な行政処分の実施

改正法により新たに危険運転致死傷罪及び酒酔い運転の罪として取り扱うこととなった事案についても、迅速かつ確実な行政処分を実施すること。

4 交通実態を踏まえた最高速度規制の実施

改正法により、最高速度の区分に応じた、高速度運転の対処困難性を捉える類型が追加されたところ、最高速度規制を含めた交通規制の見直しについては、「交通規制基準」（「交通規制基準」の改正について（通達）」（令和8年3月16日付け警察庁丙規発第5号）別添。以下「規制基準」という。）や「持続可能な交通規制の推進について（通達）」（令和5年10月20日付け警察庁丙規発第32号ほか）等に基づき実施しているが、引き続き、最高速度規制が実態に合わなくなった場合は、必要な見直しを行うこと。また、本年9月1日に道路交通法施行令の一部を改正する政

令（令和6年政令第248号）が施行されることとなるが、「道路交通法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和6年7月26日付け警察庁丙規発第19号）や規制基準等に基づき、交通量や車道幅員、設計速度等の観点から、30キロメートル毎時の最高速度が適用されることが実態と合わない道路について、必要な最高速度規制等を実施すること。

（参考資料）

- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和8年法律第52号）の官報の写し及び新旧対照条文